

## 新型コロナワクチンの定期接種について 対象者、実施期間及び接種金額を決定しました

新型コロナワクチンの特例臨時接種は令和6年3月31日をもって終了し、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、同法に基づく定期接種（高齢者インフルエンザ予防接種などと同様）として実施することとされました。

このたび、定期接種の対象者、実施期間、自己負担金等について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

### 1 令和6年度 新型コロナウイルス感染症定期接種の概要

#### (1) 対象者

ア 接種日に川崎市に住民登録をしている65歳以上の方

イ 接種日に川崎市に住民登録をしている60～65歳未満で、

- ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害（障害1級程度）があり、身の回りの生活が極度に制限される方
- ・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）により免疫機能に障害（障害1級程度）があり、日常生活がほとんど不可能な方

（※ 手帳や診断書等の証明書類を医療機関に提示していただく必要があります。）

#### (2) 実施期間

令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）

#### (3) 接種回数

実施期間中に1回

#### (4) 自己負担金（医療機関の窓口でお支払いいただく金額）

3,000円

ただし、次に該当する方は免除制度が適用され、全額公費負担（無料）となります。

ア 生活保護世帯に属する方

イ 市民税非課税世帯に属する方

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援の対象者の方

（※ 接種時に免除の対象であることを証明する指定の書類の提出が必要です。）

#### (5) 接種場所

市内協力医療機関

※ 医療機関一覧については、9月下旬に市ホームページに掲載します。

#### (6) 接種券

川崎市から対象者の方への接種券や予診票の送付はありません。

また、令和6年3月31日までに川崎市が送付した特例臨時接種の接種券・予診票を使用することはできません。

#### (7) 接種予約

接種予約については、接種を希望される方が直接医療機関にお申込みいただきます。

#### (8) 使用ワクチンについて

接種に使用するワクチンは未定です。

現在、使用ワクチンについて各メーカーが薬事対応を進めており、流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、国が決定します。

※ 市で使用するワクチンを決定次第、市ホームページに掲載します。

### 2 定期接種の対象以外の方について

定期接種の対象者に該当しない方や、定期接種の時期以外に接種したい方は「任意接種」として接種をしていただくことが可能です。

任意接種については全額自己負担となり、接種費用や実施時期等は、医療機関により異なります。

任意接種を希望される方は、直接医療機関にお問合せをしていただくことになります。

なお、対象者の方でも、実施期間中に2回以上接種した場合、2回目以降は定期接種となりません。任意接種として全額自己負担となります。

### 3 市民からの問合せ窓口

川崎市予防接種コールセンター

電話 : 044-200-0144

ファクス : 044-200-1065

対応時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日から金曜日まで ※祝日、年末年始除く）

受付内容 : ・新型コロナワクチンの定期接種に関する一般的なご相談（制度に関すること等）

・全額公費負担（無料）で接種を受けるための書類について

※ 川崎市予防接種コールセンターでは、接種予約は行いません。

#### 【問合せ先】

川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 江口

電話 : 044-200-1085